

## 上尾市議会交際費支出基準

令和元年7月25日  
議長決裁

### 第1 目的

この基準は、議会交際費の支出対象等を明示することにより、議会交際費の適正な支出を確保することを目的とする。

### 第2 議会交際費

議会交際費とは、市議会を代表して外部との交際に要するものであり、議長が、外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。その執行にあたっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最低限の金額にとどめなければならない。

### 第3 表意者の範囲

原則として議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、議会事務局長と協議のうえ支出できるものとする。

### 第4 議会交際費の支出区分等

議会交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。ただし、宗教的行事、政治的行事、営利等を目的とする行事への支出はできない。

### 第5 その他

- 1 支出額については、地域の慣習等特別な理由により、この基準で定める金額により難しい事情がある場合には、議会事務局長と協議のうえ金額を調整できるものとする。
- 2 議会交際費は、その支出内容や金額が市民感情に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、支出区分、支出対象及び支出額についても、適正な執行のために適宜見直しを行うこととする。

別表（第4関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	各種団体が主催する懇談会や懇親会等に対する会費 (案内状に会費等の金額が明記されているもの)	飲食を伴うものに限る ア 会費が明記されている場合 当該金額 イ ホテル等の一般的な宴会場で開催の場合 5,000円
祝金	(1) 各種団体が主催する定期総会や懇親会、行事等に対するお祝い (2) 叙勲等祝賀会、記念式典等	ウ 上記以外の場所で開催の場合 3,000円
弔慰	別紙 弔慰に関する対応表(上尾市議会)による	
賛助・協賛	平和・環境活動等の実施する事業に対する賛助及び市民の福利厚生事業等に対する協賛	原則として1万円以内の額
その他	上記に掲げるもののほか、議会運営上議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額